

令和8年2月15日執行
長浜市長選挙

候補者のしおり

長浜市選挙管理委員会

この「候補者のしおり」は、長浜市長選挙の候補者のために公職選挙法（以下「法」という。）、同法施行令（以下「令」という。）、長浜市公職選挙執行規程およびその他関係法令中、主として立候補届出関係および選挙運動に伴う諸届出関係を抜粋したものです。このほかにも重要な事項が多数ありますので、関係法令等について十分研究のうえ、誤りのないようにしてください。

目 次

第1 総括的事項

- | | |
|-----------------|-----|
| 1 選挙の主要日程 | P 1 |
| 2 選挙事務の管理 | P 1 |
| 3 選挙長等の職務を行う場所等 | P 1 |
| 4 選挙に関する届出等の時間 | P 1 |

第2 被選挙権および供託に関する事項

- | | |
|---------------|-----|
| 1 被選挙権 | P 2 |
| 2 立候補の制限または禁止 | P 2 |
| 3 供託 | P 3 |

第3 立候補の手続に関する事項

- | | |
|------------|-----------|
| 1 立候補の届出 | P 3 ~ 9 |
| 2 立候補の受付要領 | P 10 |
| 3 補充立候補の届出 | P 10 |
| 4 その他の届出 | P 10 ~ 11 |
| 5 当選証書の付与 | P 11 |

第4 候補者に交付する物品、証明書類

- | | |
|------------------|-----------|
| 1 交付する物品、証明書類 | P 12 ~ 14 |
| 2 候補者に交付した物品の再交付 | P 14 |

第5 選挙運動に関する事項

- | | |
|-------------------|-----------|
| 1 選挙運動の期間 | P 15 |
| 2 事前運動の禁止と準備行為 | P 15 |
| 3 選挙運動をしてはならない人 | P 16 |
| 4 選挙事務所 | P 16 ~ 18 |
| 5 選挙運動用自動車または船舶 | P 18 ~ 19 |
| 6 選挙運動用拡声機 | P 19 ~ 20 |
| 7 選挙運動用通常葉書 | P 20 ~ 21 |
| 8 選挙運動用ビラ（マニフェスト） | P 21 |
| 9 選挙運動用ポスター | P 21 ~ 22 |
| 10 インターネット等 | P 22 ~ 24 |

| | | |
|---------------|-------|-------------|
| 11 新聞広告 | | P 2 4 ~ 2 5 |
| 12 個人演説会 | | P 2 5 ~ 2 6 |
| 13 街頭演説 | | P 2 6 ~ 2 7 |
| 14 選挙公報 | | P 2 7 ~ 2 8 |
| 15 飲食物の提供禁止 | | P 2 8 ~ 2 9 |
| 16 戸別訪問の禁止 | | P 2 9 |
| 17 署名運動の禁止 | | P 3 0 |
| 18 人気投票の公表の禁止 | | P 3 0 |
| 19 気勢を張る行為の禁止 | | P 3 0 |
| 20 連呼行為の禁止 | | P 3 0 |
| 21 連座制の適用 | | P 3 0 |

第6 選挙運動費用に関する事項

| | | |
|----------------------|-------|-------------|
| 1 出納責任者の届出等 | | P 3 1 ~ 3 2 |
| 2 選挙運動費用制限額 | | P 3 2 |
| 3 収支報告書の提出 | | P 3 2 ~ 3 3 |
| 4 選挙運動に関する収入、寄附および支出 | | P 3 3 ~ 3 4 |
| 5 実費弁償および報酬の額 | | P 3 4 ~ 3 5 |

【 資料 】

| | | |
|-------------------------|-------|-------------|
| ・主要事務日程表 | | P 3 6 |
| ・投票所一覧表 | | P 3 7 |
| ・個人演説会のための公営施設一覧表 | | P 3 8 ~ 3 9 |
| ・選挙人名簿登録者数（令和7年12月1日現在） | | P 4 0 ~ 4 1 |
| ・前回の選挙結果 | | P 4 2 |

第1 総括的事項

この「候補者のしおり」は、長浜市長選挙の候補者のために、公職選挙法（以下「法」という。）、同法施行令（以下「令」という。）、長浜市公職選挙執行規程およびその他関係法令中、主として立候補届出関係および選挙運動に伴う諸届出関係を抜粋したものです。このほかにも重要な事項が多数ありますので、関係法令等について十分研究のうえ、誤りのないようにしてください。

1 選挙の主要日程

- | | |
|-----------------|-------------------------|
| ① 選 挙 の 告 示 | 2月 8 日 |
| ② 立 候 術 届 出 日 | 2月 8 日 |
| ③ 投 票 日 | 2月 15 日 午前7時から午後8時まで |
| ④ 開 票 日 | 2月 15 日 即日開票 |
| ⑤ 選 挙 会 | 2月 15 日 開票所（長浜市民体育館を予定） |
| ⑥ 当 選 人 の 告 示 | 2月 15 日 |
| ⑦ 当 選 証 書 の 付 与 | 2月 16 日（予定） |

2 選挙事務の管理

令和8年2月15日執行の長浜市長選挙の選挙事務は、長浜市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が管理します。

委員会の委員長 かわさき けんりょう
河崎 顯了

委員会の所在地 長浜市八幡東町632番地 長浜市役所内（本庁舎4階）

3 選挙長等の職務を行う場所等

- ① 選挙長および同職務代理者は、選挙の告示日に選任の告示をします。
- ② 選挙長および委員会が行う立候補の受付、その他各種届出の受理等は、次の場所で行います。

長浜市八幡東町632番地 長浜市選挙管理委員会事務局（長浜市役所本庁舎4階）

電話 62-4111（代表）（内線 3444） 65-6503（直通）

なお、告示日の立候補の受付は、市役所本庁舎 5階の5-B会議室で行います。北口からお入りください。

4 選挙に関する届出等の時間

法第270条の規定に基づき、選挙長、選挙管理委員会等に対して行う届出、請求、申出その他の行為は、告示後は日曜日、土曜日または祝日の別なく午前8時30分から午後5時までの間に限られます。なお、開庁時間が午前9時から午後4時45分までとなっておりますので、開庁時間外は北口で申し出てお入りください。

第2 被選挙権および供託に関する事項

1 被選挙権（法10、11、11の2、86の8）

- ① 日本国であること。
- ② 選挙の期日において、年齢満25才以上の者であること（平成13年2月16日以前に生まれた者）
- ③ 上記①～②の各要件に該当する者であっても、次に掲げる者は被選挙権を有しません。
 - ア 拘禁刑以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者
 - イ 拘禁刑以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）
 - ウ 公職にある間に犯した収賄罪（刑法第197条から第197条の4までの罪）または公職者あっせん利得罪（公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律第1条の罪）により刑に処せられ、実刑期間経過後10年間を経過しない者、またはその刑の執行猶予中の者
 - エ 選挙、投票および国民審査に関する犯罪により、拘禁刑に処せられ、その刑の執行猶予中の者
 - オ 公職選挙法第252条に定める選挙に関する犯罪により、選挙権および被選挙権を停止されている者
 - カ 政治資金規正法第28条に定める犯罪により、選挙権および被選挙権を停止されている者

2 立候補の制限または禁止

被選挙権を有する者であっても、さらに次の立候補制限または禁止に該当しないことが必要です。

- ① 重複立候補の禁止（法87）
他の選挙で候補者となった者は、同時に長浜市長選挙の候補者となることはできません。
- ② 選挙事務関係者の立候補制限（法88）
今回の長浜市長選挙の投票管理者、選挙長となった者は、在職中、その関係区内において当該選挙の候補者となることはできません。
- ③ 公務員の立候補制限（法89、90、令90）
国もしくは地方公共団体の公務員または特定独立行政法人、特定地方独立行政法人の役員または職員は、原則として在職のまま候補者となることができません。この公務員の範囲は非常に広義に解され、また在職のまま立候補できる公務員については詳細に定められていますので、委員会までお問い合わせください。
- ④ 連座による立候補制限（法210、211、251の2、251の3、251の5）
連座対象者（総括主宰者、出納責任者、地域主宰者、候補者または立候補予定者の一定の親族、候補者または立候補予定者の秘書および組織的選挙運動管理者等）が買収等の罪を犯し一定の刑に処せられた場合は、連座制が適用され、当該裁判の確定等のときから5年間、当該候補者等は同じ選挙に同じ選挙区からは立候補することができません。

3 供託 (法92①)

① 供託金額は、1,000,000円です。

② 供託者

ア 本人による届出の場合 候補者

イ 推薦者による届出の場合 推薦届出をする者

③ 供託は、大津地方法務局長浜支局に「供託書」を提出して、手続を行ってください。供託金の払い込みは、日本銀行代理店（滋賀銀行彦根支店）となります。

④ 供託物の没収 (法93)

供託物は、次の場合に没収されます。

ア 候補者の得票数が有効投票の総数の10分の1の数に達しないとき

イ 立候補を辞退したとき

ウ 立候補禁止の公職に就いたため、立候補の辞退とみなされたとき

エ 候補者が、被選挙権のない者の立候補の禁止または重複立候補の禁止の規定に該当し、候補者であることができない者であるため、候補者の届出を却下されたとき

第3 立候補の手続に関する事項

1 立候補の届出 (法86の4)

立候補の届出は、告示の日（2月8日）に、郵便によることなく、文書で選挙長に届け出なければなりません。届出には、次の2つの方法があり、届出の書類が異なります。

①候補者になろうとする者自身が届け出る方法（本人届出）

②選挙人名簿に登録されている者が候補者の承諾を得て届け出る方法（推薦届出）

| ①本人による届出の場合 | ②推薦者による届出の場合 |
|---------------------------------|---------------------------------|
| 1 候補者届出書 | 1 候補者推薦届出書 |
| 2 供託証明書 | 2 候補者推薦届出承諾書 |
| 3 宣誓書 | 3 推荐届出者の選挙人名簿登録証明書 |
| 4 所属党派証明書 (無所属の場合は不要) | 4 供託証明書 |
| 5 戸籍の謄本または抄本 | 5 宣誓書 |
| 6 通称認定申請書 (通称を使用する場合に必要) | 6 所属党派証明書 (無所属の場合は不要) |
| | 7 戸籍の謄本または抄本 |
| | 8 通称認定申請書 (通称を使用する場合に必要) |

■本人による届出の場合（法86の4）■

「候補者届出書」に添付書類を添えて、選挙長あて提出してください。様式は次のとおりです。

ア 候補者届出書の様式

| 長浜市長選挙候補者届出書 | | | |
|------------------------------------|--|----|-------|
| ふりがな ----- 候補者氏名 | | | 性別 |
| 本籍 | | | |
| 住所 | | | |
| 生年月日 | 年 | 月 | 日（満歳） |
| 党派 | | 職業 | |
| 一のウェブサイト等のアドレス | | | |
| 選挙 | 令和8年2月15日執行 長浜市長選挙 | | |
| 当該選挙に係る長と兼ねることができない職にあるものについてはその職名 | | | |
| 添付書類 | 1 供託証明書 2 宣誓書 3 所属党派証明書 4 戸籍の謄本又は抄本 | | |

上記のとおり関係書類を添えて立候補の届出をします。

令和8年2月8日 氏名
長浜市長選挙
選挙長 河崎 顯了 あて

【記載上の注意】

- ① 「氏名」は、戸籍簿に記載された氏名（以下「本名」という。）によらなければなりません。
楷書で正確に記載し、必ず「ふりがな」をつけなければなりません。
なお、本名に用いられている漢字のうち、常用漢字表に掲げられている通用字体および人名用漢字別表に掲げられている字体に対応するものがあれば、戸籍上の氏名の漢字をこれらの表の対応字体に更正することは氏名の変更にあたらず、届出書に記載することは差し支えありません。

(例 「濱→浜」・「澤→沢」)

また、本名の代わりに広く通用している本名以外の呼称（以下「通称」という。）を使用する場合、あるいは本名の漢字部分をかな書きで使用する場合であっても、「氏名」欄には本名を記載し、別に通称認定の申請が必要です。

② 「本籍」、「住所」および「生年月日」は、戸籍の謄本（抄本）や住民票に記載されている当該事項を正確に記載してください。

なお、満年齢は、選挙期日（2月15日）現在の満年齢を記載してください。

③ 「党派」は、候補者届出書に添付する「所属党派証明書」（次のイの③を参照してください）に記載してある政党その他の政治団体の名称を正確に記載してください。

政党その他の政治団体の名称が字数20字を超える場合には、当該政党その他の政治団体の名称のほか、字数20字以内の略称を併せて記載してください。

なお、「所属党派証明書」を有しない場合には、「無所属」と記載してください。

④ 「職業」は、なるべく詳細に記載してください。

例えば、単に「公務員」と書かないで、「民生委員」等具体的に記載してください。

⑤ 「一のウェブサイト等のアドレス」欄には、選挙運動のために使用する文書図画を颁布するためご利用する一のウェブサイト等のアドレスを記載することができます。

⑥ 「当該選挙に係る長と兼ねることができない職にあるものについてはその職名」欄には、地方自治法第141条の規定により兼職を禁止されている職にある人はその職名を、同法第142条の規定により兼業禁止の関係にある人は当該職名を記載してください。

(注) 押印の見直しに関する令和3年1月1日施行の公職選挙法施行規則の改正により、届出者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこととなりました。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

イ 添付書類

① 供託証明書

本人届出の場合は、立候補の届出をしようとする者が供託したものでなければなりません。

推薦届出の場合は、立候補の推薦届出をしようとする者が供託したもので、供託の原因たる事実欄に候補者の戸籍上の氏名が記載されていなければなりません。

② 宣誓書

宣 誓 書

私は、公職選挙法第86条の8第1項、第87条第1項、第251条の2又は第251条の3の規定により、令和8年2月15日執行の長浜市長選挙において候補者となることができない者でないことを誓います。

令和8年2月8日

住所

氏名

(本人署名又は記名押印)

本人届出の場合、推薦届出の場合を問わず、候補者となろうとする者が候補者となることができない者でないことを宣誓しなければなりません。

③ 所属党派証明書

所 属 党 派 証 明 書

氏 名

住 所

上記の者は、党（政治団体）に
所属する者であることを証明する。

令和 年 月 日

党 支部（政治団体）
代表者（責任者）
氏名

「所属党派証明書」は、政党その他の政治団体に所属する候補者として届け出る場合にだけ必要であって、無所属として立候補する場合は不要です。

なお、この証明書の証明権者は、当該政党その他の政治団体の本部の総裁、会長、委員長その他これらに準ずる地位にあるものでなければなりません。したがって、それ以外の者が証明したものは、権限のない者のした証明書であって証明の効力はありません。

※各政党により、選挙の種類ごとに証明権者が定められています。詳しくは政党本部等にご確認ください。

④ 戸籍の謄本または抄本

⑤ 通称認定申請書

| 通 称 認 定 申 請 書 | |
|------------------------|--|
| ふりがな ----- 候補者氏名 | |
| ふりがな ----- 呼 称 | |

令和8年2月15日執行の長浜市長選挙において、公職選挙法施行令第89条第5項において準用する第88条第8項の規定により、上記の呼称を通称として認定されたく申請します。

令和8年2月8日

住 所

氏 名

長浜市長選挙

選挙長 河崎 顯了 あて

立候補の届出は、本名でしなければなりませんが、本名の代わりに広く通用している通称がある場合において、委員会等が行う立候補の届出等の告示、新聞広告、選挙公報および投票記載所内の氏名等の掲示に、本名の代わりに通称で記載され、または使用されることを求める場合は、当該通称について選挙長の認定を受けなければなりません。候補者が自分で行うもの、たとえば選挙運動用ポスター、立札、看板等に通称を記載するような場合にはその必要はありません。

通称認定の申請をしようとする場合は、「通称認定申請書」を「候補者届出書」または「候補者推薦届出書」に添えて提出してください。（立候補届出後に通称認定申請をされても受理できません。）

また、通称認定の申請に際し、これが通称であるかどうかを証明する責任は候補者の側にありますので、「通称認定申請書」を提出する際に、その呼称が本名に代わるものとして広く通用しているものであることを説明し、かつ、そのことを証する資料、例えば、葉書、名刺、著書その他その人の呼称として通用している実績を示すことのできるものを提示してください。

なお、通称には、一般的の通称のほか、戸籍上の氏名として用いられている漢字をかな書きとして使用する場合でも、通称使用の申請書が必要です。ただし、この場合は、実績を示す資料の提示は不要です。

また、旧姓の通称使用について、戸籍の謄本または抄本の確認をもって足りる場合も、実績を示す資料の提示は不要です。

■推薦者による届出の場合（法86の4）■

「候補者推薦届出書」には、次のものを必ず添えて選挙長に提出してください。

- ①候補者の承諾を得た旨の「候補者推薦届出承諾書」
- ②推薦届出者が、選挙人名簿に登録されている旨の委員会委員長の「選挙人名簿登録証明書」
- ③本人による届出の場合の、イの添付書類

ア 候補者推薦届出書の様式

| 長浜市長選挙候補者推薦届出書 | | | |
|--|--|----|-------|
| ふりがな 候補者氏名 | | | 性別 |
| 本籍 | | | |
| 住所 | | | |
| 生年月日 | 年 | 月 | 日（満歳） |
| 党派 | | 職業 | |
| 一のウェブサイト等のアドレス | | | |
| 選挙 | 令和8年2月15日執行 長浜市長選挙 | | |
| 当該選挙に係る長と兼ねることができない職にあるものについてはその職名 | | | |
| 添付書類 | 1 候補者推薦届出承諾書 2 選挙人名簿登録証明書 3 供託証明書 4 宣誓書 5 所属党派証明書 6 戸籍の謄本又は抄本 | | |
| 上記のとおり推薦届出をします。 令和8年2月8日 推薦届出者 住所 同上 氏名 年 月 日 生 長浜市長選挙 選挙長 河崎 顯了 あて | | | |

【記載上の注意】

- ① 前掲の「本人による届出の場合」のアの「記載上の注意」を参照してください。

イ 添付書類の様式

① 候補者推薦届出承諾書

推薦届出の方法により候補者になろうとする者が、すべての推薦届出者に対して推薦届出されることの承諾書を添付してください。

候補者推薦届出承諾書

令和8年2月15日執行の長浜市長選挙における候補者となることを承諾します。

令和8年2月8日

推薦届出者

様

住 所
氏 名

備考 氏名欄には記名押印又は署名をすること。

② 選挙人名簿登録証明書

すべての推薦届出者の「選挙人名簿登録証明書」を添付してください。

この証明書は、委員会が交付しますので、あらかじめ申請してください。

選挙人名簿登録証明書

住所

氏名

上記の者は、本市において令和8年2月7日現在における選挙人名簿に登録されていることを証明する。

令和 年 月 日

長浜市選挙管理委員会
委員長 河崎 顯了 

2 立候補の受付要領

立候補届出の受付は、次の方法により行う旨告示日に告示します。

- ① 告示日の午前 8 時 30 分に選挙長の事務を取り扱う場所に現在する候補者またはその代理人について、くじにより立候補の届出を受け付ける順位を定め、その順位によって届出を受け付けます。くじの方法は、まず、くじを引く順位を定めるくじを行い、その順位により立候補届出の受付順位を定めるくじを行います。
- ② 告示日の午前 8 時 30 分後に到着した者については、到着の順により、その到着が同時であるときはくじによって定める順位により届出を受け付けます。

3 補充立候補の届出（法 86 の 4⑥）

立候補の届出の日に届出をした候補者が定数を超える場合に、この届出日を経過した後、候補者が死亡し、または候補者であることを辞退したものとみなされたときは、選挙の期日前 3 日（2月 12 日）まで、立候補いわゆる補充立候補の届出ができます。

4 その他の届出

- ① 立候補の辞退届（法 86 の 4⑩）

候補者であることを辞退しようとするときは、推薦者による届出の場合であっても、候補者本人が、立候補の届出日に、文書で選挙長に届け出なければ立候補の辞退は認められません。なお、辞退した場合、供託物は返還されません。

※ 辞退届の様式

| |
|-------------------------|
| 長浜市長選挙候補者辞退届 |
| 候補者 事由 |
| 上記のとおり辞退届出をします。 |
| 令和 8 年 2 月 8 日 |
| 長浜市長選挙 候補者 |
| 長浜市長選挙 選挙長 河崎 顯了 あて |
| 備考 候補者欄には記名押印又は署名をすること。 |

- ② 記載事項の異動届（令 89）

候補者届出書（候補者推薦届を含む。）の記載事項に異動を生じた場合は、候補者または推薦届出者は、直ちにその旨を文書により、選挙長に届け出なければなりません。

③ 選挙事務所、出納責任者、事務員の届出

立候補の届出が受理されると、それで候補者となることができますが、次の届出をしなければなりません。

ア 選挙事務所の設置届出（法130、令108）

イ 出納責任者の選任届出（法180、182）

ウ 選挙運動のために使用する事務員、専ら選挙運動用自動車の上において選挙運動のために使用する者（うぐいす嬢）、専ら手話通訳のために使用する者（手話通訳者）および専ら要約筆記のために使用する者（要約筆記者）の届出（法197の2⑤）

④ 選挙立会人の届出

ア 選挙立会人の届出等

I 選挙会の日時・場所（法77、78）

選挙会の日時・場所は、委員会が告示日に告示します。

II 選挙立会人の届出（法76）

候補者は、選挙人名簿に登録された者の中から本人の承諾を得て、選挙立会人となるべき者1人を定め、選挙期日前3日（2月12日午後5時）までに、選挙長に「選挙立会人となるべき者の届出書」を届け出ることができます。

なお、候補者自身は、選挙立会人になることはできません。

イ 選挙立会人の選任

候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超える場合は、10人までに制限するくじを、さらに、同一政党その他の政治団体に属する候補者からの届出に係る者が3人以上あるときは、2人までに制限するくじを行います。くじを行うべき場所および日時については、告示します。（実際にくじを引くのは選挙管理委員会委員が行います。）

5 当選証書の付与（法101の3～105）

選挙会において当選人が定まったときは、委員会は選挙長の報告に基づいて、直ちに当選人に当選の告知をするとともに、当選人の住所および氏名を告示し、あわせて当選証書を付与します。

当選の効力は、当選人の住所および氏名を告示した日から生じます。

当選人が選挙の期日後に、被選挙権を有しなくなれば、当選を失うことになります。また、当選人が法律の定めるところにより長浜市長と兼職を禁止されている職にある場合は、当選した旨の告知を受けた日に、その職を辞したものとみなされます。

なお、当選人が長浜市に対し、地方自治法第142条（市長の兼業禁止）に定める関係を有する者であるときは、当選の告知を受けた日から5日以内に、このような禁止の関係を有しなくなったことを委員会に届け出をしないと、その当選を失うことになります。

第4 候補者に交付する物品、証明書類

1 交付する物品、証明書類

立候補の届出が受理された候補者には、次の一覧表に掲げる物品、証明書類を交付しますので、交付物を受け取ったときは、その全部がそろっているかどうかを必ず確認してください。

なお、速やかな受け渡しのため、交付物の受領印として候補者の印鑑（推薦届出の場合は、さらに推薦届出者の印鑑）を持参してください。

① 候補者に交付する物品および証明書類一覧表

| 番号 | 交付物の名称 | 数 量 | 交付者 | 使 用 の 目 的 | 摘 要 |
|----|----------------------|-----|-----|---|---|
| 1 | 選挙運動用自動車 (船舶) 表示板 | 1 枚 | 委員会 | 自動車にあっては前面、 船舶にあっては操舵室の 前面またはこれらに準ず る場所に常時掲示 | 自動車、船舶につき どちらか一つを選択 |
| 2 | 選挙運動用拡声機 表示板 | 1 枚 | 〃 | 送話口の下部に常時掲示 | |
| 3 | 街頭演説標旗 | 1 本 | 〃 | 街頭演説の場合に掲出 | |
| 4 | 乗車証腕章 | 4 枚 | 〃 | 運動員 4人が乗車 (船) 中着用 | 候補者・運転者を除 き 1台について 4人 |
| 5 | 運動員腕章 | 11枚 | 〃 | 街頭演説に従事する者が 着用 | 1 標旗のもとに乗車 用腕章とあわせて 15人以内 |
| 6 | 候補者用通常葉書 使用証明書 | 1 枚 | 選挙長 | この証明書を長浜郵便局 に提示し、選挙運動用通 常葉書を受取る | 葉書の数 8,000枚 |
| 7 | 選挙郵便物差出票 | 40枚 | 〃 | 選挙運動用通常葉書を、 発送する時に、長浜郵便 局の窓口に提出 | 1枚で、200枚まで 発送 |
| 8 | 新聞広告掲載証明書 | 2 枚 | 〃 | 希望する新聞社に提出 し、有料で広告を掲載 | スペースは記事下 (横9.6センチメートル 縦 2段組以内)、色刷 りは認められない |

② 届出関係諸用紙

| 番号 | 名 称 | 使 用 の 目 的 | 届出期日等 |
|---------|---|---|-----------------|
| 1 ※ | 候補者届出書 | 本人による届出のとき | 告示日 (2月8日) |
| 2 ※ | 候補者推薦届出書 | 推薦者による届出のとき | 告示日 |
| 3 ※ | 候補者推薦届出承諾書 (選挙人名簿登録証明書) | 推薦者による届出のとき (推薦候補者の承諾) | 告示日 |
| 4 ※ | 選挙人名簿登録証明書交付申請書 | 推薦者による届出のとき (推薦届出者のもの) | あらかじめ |
| 5 ※ | 供託証明書 | 供託 大津地方法務局長浜支局 | 告示日 |
| 6 ※ | 宣誓書 | 候補者による宣誓 本人届出、推薦届出を問わない | 告示日 |
| 7 ※ | 所属党派証明書 | 政党その他の政治団体に所属する 候補者が立候補するとき | 告示日 無所属の場合不要 |
| 8 ※ | 戸籍の謄本（抄本） | 候補者届出書（候補者推薦届出書）に添付 | 告示日 |
| 9 ※ | 通称認定申請書 | 通称認定を申請するとき (かな書きにする場合も必要) | 告示日 |
| 10 ※ | 選挙事務所設置届 | 選挙事務所を設置したとき | 設置後直ちに |
| 11 | 選挙事務所異動届 | 選挙事務所を異動したとき | 異動後直ちに |
| 12 ※ | 選挙事務所設置（異動）承諾書 | 推薦届出者が選挙事務所を設置 (異動)したときの推薦候補者の承諾 | 設置(異動)後直ちに |
| 13 ※ | 推薦届出者代表証明書 | 推薦届出者が数人あるとき | |
| 14 ※ | 出納責任者選任届 | 出納責任者を選任したとき | 選任後直ちに |
| 15 | 出納責任者異動届 | 出納責任者を異動したとき | 異動後直ちに |
| 16 ※ | 出納責任者選任（異動）承諾書 | 推薦届出者が出納責任者を選任 (異動)したときの推薦候補者の承諾 | 選任(異動)後直ちに |
| 17 ※ | 事務員・車上運動員・手話通訳者・要約筆記者届出書 (報酬の支給を受けることができる事務員等の届出書) | 選挙運動のために使用する事務員、専ら選挙運動用自動車[船舶]上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者に報酬を支給する場合 | 使用する前にあらかじめ |
| 18 ※ | 選挙公報掲載申請書 | 選挙公報に掲載文の掲載申請を行うとき | 告示日 |
| 19 | 選挙公報掲載文修正申請書 | 選挙公報の掲載文の修正を行うとき | 告示日 |

| 番号 | 名 称 | 使 用 の 目 的 | 届出期日等 |
|----------|----------------------|---|-----------------------------|
| 2 0 | 選挙公報掲載文撤回申請書 | 選挙公報の掲載文の撤回を行うとき | 告示日 |
| 2 1 ※ | 選挙公報掲載文原稿用紙 | 記載は黒色の色素（選挙公報掲載文原稿用紙を使用） | 告示日 1枚 |
| 2 2 | 個人演説会開催申出書 | 公営施設使用の個人演説会開催日前2日までに委員会に申し出る | 開催日前2日まで |
| 2 3 | 選挙立会人となるべき者の届出書（承諾書） | 選挙立会人を届け出るとき | 選挙期日前3日まで（2月12日まで） |
| 2 4 | 選挙運動費用収支報告書 | 出納責任者は、候補者の選挙運動に関してなされた寄附その他の収入および支出に関する事項を報告 | 第1回：3月2日まで 第2回：収支日から7日以内 |
| 2 5 | 候補者のしおり | 委員会等に対する各種届出の種類、期限等の説明 | |
| 2 6 | 公費負担のしおり | 委員会等に対する各種届出の種類、期限等の説明 | |
| 2 7 | 届出関係様式集 | 委員会等に対する各種届出の様式集 | |

注意) 番号の下に※印があるものは、告示日（2月8日）の立候補の届出の際に必要ですでの、あらかじめ事前審査を受けてください。

③ 交付物品等の一般的注意事項

- ア 上記①の6～8までに掲げる証明書類は、原則として再交付することができませんので、紛失盗難、または、き損のないよう保管に十分注意をしてください。
- イ 交付を受けた物品や証明書類には、候補者の氏名、その他の事項を直ちに記載してください。
- ウ 選挙運動用として交付を受けた通常葉書等は、他人に譲渡することできません。

2 候補者に交付した物品の再交付

上記①の1～5までに掲げる物品を紛失または破損したため、再交付を受けようとする場合は、委員会の定めるところにより文書で申請の手続きをしてください。

なお、一般的に紛失による場合は、紛失の年月日、場所および理由ならびに紛失届出の年月日および警察署名等を記載した理由書を、また破損した場合は、破損した物品（標札、表示板、腕章等）を併せて添えることになっていますので、あらかじめ委員会に連絡してください。

第5 選挙運動に関する事項

1 選挙運動の期間（法129）

選挙運動は、立候補届出が受理されたときから選挙期日（投票日）の前日（2月14日）までの間、行うことができます。したがって、投票当日は、次のものを除き選挙運動はできません。

- ① 投票所を設けた場所の入口から300メートル以上離れた区域に、選挙事務所を設置すること。
(※投票所一覧はP37参照)
- ② 選挙事務所を表示するために、その場所でポスター、立札および看板の類を通じて3以内、ならびにちょうちんの類1を掲示すること。
- ③ 選挙運動期間中、公営ポスター掲示場に掲示した選挙運動用ポスターを掲示しておくこと。

2 事前運動の禁止と準備行為

事前運動として禁止されるのは、立候補届出前における一切の選挙運動であって、買収や戸別訪問のような選挙運動期間中も禁止される行為はもちろんのこと、個々面接や電話による選挙運動のような選挙運動期間中ならできる行為であってもこれらを立候補届出前に行えば事前運動となります。

事前運動の禁止は、事前の選挙運動の禁止ですから、選挙運動にわたらぬ行為についてまで禁止されるものではなく、一般的には、次のようなものは事前運動ではないと考えられています。

①立候補準備行為

- ア 立候補届出書類の作成、供託
- イ 立候補の瀬踏行為（純粋に立候補のための瀬踏みにとどまるとき。）
- ウ 候補者選考会、推薦会の開催行為（皆が全く白紙の状態から候補者を決める行為）
- エ 後援会（後援団体）の結成

②選挙運動の準備行為

- ア 政党等の公認を求める
- イ 選挙運動資金の調達
- ウ 選挙運動の方法の協議（選挙運動員たちの役割分担など）
- エ 選挙事務所、演説会場の借り入れの内交渉
- オ 出納責任者・選挙運動員・事務員・車上運動員・労務者となることの内交渉
- カ 応援演説を依頼するための内交渉
- キ 選挙運動用ポスター・立札・看板などの作製、選挙公報などの原稿作成
- ク 自動車、拡声機などの借り入れの内交渉

以上のような行為は、直接選挙人を対象としないものであり、事務上の交渉または準備に属する行為で選挙運動とはいえませんが、これらの行為が併せて投票獲得の意図をもって行われるときは、事前運動として禁止されます。

3 選挙運動をしてはならない人

① 選挙事務関係者の選挙運動の禁止

投票管理者、開票管理者および選挙長は、在職中、その関係区域内において選挙運動をすることができません。また、不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して選挙運動をすることができません。投票立会人、開票立会人および選挙立会人にはこの制限はありません。

② 特定公務員の選挙運動の禁止

選挙管理委員会の委員および職員、裁判官、検察官、会計検査官、公安委員会の委員、警察官ならびに収税官吏および徴税の吏員は、区域がどこであるかを問わず、在職中、選挙運動をすることができません。

③ 国家公務員法による政治的行為の制限

一般職の国家公務員は、選挙権の行使を除き、人事院規則で定める政治的行為をしてはならないとされています。（顧問や参与等で非常勤の者は除かれます。）

④ 地方公務員法による政治的行為の制限

一般職の地方公務員は、その職員の勤務する役所の属する地方公共団体の区域内で選挙運動をすることができません。

⑤ 地方教育公務員

教育公務員特例法により、その区域がどこであっても、選挙運動をすることができません。

⑥ 公務員等の地位利用による選挙運動の禁止

国もしくは地方公共団体の全ての公務員または特定独立行政法人もしくは特定地方独立行政法人の役職員等は、その地位を利用して選挙運動をすることができません。

⑦ 教職者の地位利用による選挙運動の禁止

私立学校の長および教員は、一般の選挙運動は自由ですが、教育者としての地位を利用する選挙運動は禁止されています。

公立学校の長および教員は、教育公務員として一般的な選挙運動が禁止されるほか、教育者としての地位を利用する選挙運動も禁止されています。

⑧ その他選挙運動を禁止される者

ア　満18歳未満の者は、選挙運動をすることができません。

イ　選挙犯罪または政治資金規正法違反の罪を犯したために選挙権および被選挙権を有しない者は選挙運動をすることができません。

4 選挙事務所

選挙事務所とは、特定候補者の選挙運動に関する事務を取扱う一切の場所的設備のことで、候補者の選挙運動の本拠となるものです。

選挙事務所の看板を掲げないで、単に何某候補者連絡所と表示する事務所で、ポスターの掲示、選挙運動用通常葉書の頒布等の事務をとっているところや、また選挙事務所の表示のみをして実質的に

は選挙事務をしていないものも選挙事務所であるとされています。

なお、休憩所その他これに類似する設備は、選挙運動のために設けることはできません。（法133）

① 設置できる数（法131）

候補者1人について、1か所設置することができます。

② 設置者（法130①）

選挙事務所は、候補者またはその推薦届出者（推薦届出者が数人あるときは、その代表者）でなければ設置することができません。

③ 設置の届出（法130②、令108）

選挙事務所を設置したときは、ただちに「選挙事務所設置届」を委員会へ提出してください。

なお、推薦届出者が、選挙事務所を設置したいときは、その設置について、候補者の承諾を得たことを証明する「選挙事務所設置承諾書」を添付し、推薦届出者が数人あるときは、その代表者であることを証明する「推薦届出者代表者証明書」を添えて提出してください。

④ 異動（移動、廃止）の届出（法130②）

選挙事務所を異動したときは、③の設置のときと同じ方法により、ただちに委員会へ異動届を提出してください。1日につき1回を超えて移動することができないのでご注意ください。（法131②）

⑤ 選挙事務所の表示（法131③、143①⑤⑦⑨⑩）

選挙事務所の表示のために、次の文書図画を掲示することができます。

ア 種類

ポスター、立札、ちょうちんおよび看板の類

イ 規格

（ア） ポスター（選挙運動用ポスターを除く。）、立札および看板の類の規格は縦350センチメートル、横100センチメートル（脚部のあるものは、脚部の長さを含めたもの）を超えないこと。

（イ） ちょうちんの類は、高さ85センチメートル、直径45センチメートルを超えないこと。

ウ 数量

ポスター、立札および看板の類は通じて3以内、ちょうちんの類は1個に限られています。

「通じて3」とは「合計3」ということで、例えばポスターを2枚使った場合には、ほかに立札か看板のいずれか1枚しか使用できることになります。

エ 記載内容

これらの文書図画には、記載内容を全体的にみて、そのひとつひとつで選挙事務所を表示するためのものでなければなりません。したがって、政策や政見、候補者の経歴だけを記載したものを見ることはできません。ただし、選挙事務所を表示するための記載内容のあるポスター、立札および看板の類に候補者の写真や画像等をはりつけることは差し支えありません。

オ 掲示の場所

選挙事務所を表示するために、「その場所において」使用するものですから、選挙事務所の所在場所に限り掲示することができ、選挙事務所から離れた場所に掲示することはできません。

カ その他

選挙事務所には、アドバルーンを掲げたり、ネオン・サインまたは電光による表示をつけたりすることはできません。

なお、選挙事務所を廃止したときは、その表示のために表示したポスター、立札、ちょうちんおよび看板の類は直ちに撤去しなければなりません。

⑥ 選挙当日の制限（法132、143）

選挙事務所は、選挙の当日は、投票所を設けた場所の入口から300メートル以内（直線距離で測ります）の区域内には設置することはできません。この300メートルの区域内にある選挙事務所は選挙の当日閉鎖するか、または選挙の前日までに300メートル以外の区域に移動しなければなりません。このどちらの場合でも異動届の提出が必要です。

なお、選挙の当日も設置しておくことができる選挙事務所には、選挙の当日でも選挙事務所を表示する文書図画を掲示しておくことができますが、投票所の入口から300メートル以内の区域にあたるため閉鎖したときは、選挙事務所を表示するための文書図画は直ちに撤去しなければなりません。

⑦ 選挙事務所の閉鎖（法134）

次に掲げるような違法な選挙事務所が設置されているときは、委員会は、閉鎖命令を出すことになっていますので、この場合は直ちに閉鎖してください。

ア 選挙事務所を設置できる者以外の者が設置した選挙事務所

イ 選挙の当日、投票所を設けた場所の入口から300メートル以内の区域にある選挙事務所

ウ 設置できる選挙事務所の数を超過して設けたと認めるときは、その超過した数の選挙事務所

5 選挙運動用自動車または船舶

① 自動車、船舶の使用制限（法141）

候補者1人について、選挙運動用自動車1台か船舶1隻にかぎり、主として選挙運動のために使用することができます。

② 選挙運動用自動車

乗車定員10人以下で車両総重量3.5トン未満のものに限られます。

※令和7年の法改正により、選挙運動用自動車の規格制限が簡素化されました。

新たに使用可能になる自動車：サンルーフ車、小型トラック、8ナンバー車など

使用不可の自動車：マイクロバス、中型トラックなど

③ 選挙運動用船舶

大きさ構造等については、なんの制限もありません。

④ 自動車、船舶使用の手続

選挙運動用自動車または船舶には、立候補届出の際に委員会が交付する「選挙運動用自動車（船舶）表示板」をその使用中、常に前面の見やすいところに掲示しておかなければなりません。

また、自動車を選挙用に使用する場合は、公職選挙法の規制のほか、看板や拡声機等を設置する場合に道路交通法等の規制を受けるため、あらかじめ警察署に問い合わせてください。

⑤ 自動車、船舶に掲示することができる文書図画（法143）

ア 種 類

ポスター、立札、ちょうちんおよび看板の類

イ 規格と数量

ポスター、立札および看板の類は、縦273センチメートル、横73センチメートル以内（脚部のあるものは、脚部の寸法を含みます）で掲示する数量には制限がありませんが、2枚なり3枚を合わせてひとつの看板として使用することはできません。ちょうちんの類は、高さ85センチメートル、直径45センチメートル以内の大きさで1個に限られます。

ウ 記載の内容等

記載内容については制限がないので、候補者の氏名、選挙の種類、所属政党名のほか、身分（職業）、政見、経歴等を記載することや写真を表示することも自由です。

なお、これらのポスター、立札、看板の類は自動車もしくは船舶を主として選挙運動のために使用することをやめたときは、直ちに撤去しなければなりません。

エ 自動車、船舶に要した経費

選挙運動のために使用した自動車または船舶に要した経費は、選挙運動費用に算入されません。

オ 自動車以外の諸車の使用

自動車以外の諸車、すなわち自転車（原動機付のものを含みます）、そり、荷車、リヤカー等の使用についてはなんの制限もなく自由に使用できます。しかし、立札、看板、ポスター等を取り付けて使用することはできません。また、自転車等を多数隊伍を連ねて行進するようなときは、気勢を張る行為として違反となる場合があるので注意してください。

⑥ 選挙運動用自動車の乗車制限（法141の2）

選挙運動用の自動車に乗車する者については、次の制限があります。

ア 乗車することができる人数

自動車には、候補者、運転手（1人に限ります）のほか4人まで乗車することができます。

イ 腕章の着用

自動車に乗車する者で候補者、運転手以外の者は、立候補の届出の際に委員会が交付する「乗車証腕章」を着用しなければなりません。

⑦ 選挙運動用自動車使用の公費負担

候補者は、選挙運動用自動車の使用について、供託物が没収されることとなる候補者を除き、長浜市の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（以下「公費負担条例」という。）で定めるところにより、一定限度額の範囲内で選挙運動用自動車を無料で使用することができます。

※ 詳しくは、別冊「公費負担のしおり」を参照してください。

6 選挙運動用拡声機（法141）

① 拡声機の数

選挙運動のために使用できる拡声機は、候補者1人について1そろいに限ります。このほか個人

演説会の開催中、その会場において別に1そろいを使うことができます。同時に2箇所なり3箇所なりで個人演説会を開催するときもそれぞれの会場で1そろいずつ使用できます。

② 拡声機1そろいの意義

通常は、マイク1個とスピーカー1個およびこれに必要な増幅装置をいいます。しかし、演説会場で1個のマイクに2個程度のスピーカーが設備される場合であっても通常の使用方法として必要と認められる限り、拡声機1そろいと考えられます。反面、増幅装置がなくても蓄音機、テープレコーダーのように肉声以上の音響を発するものは、拡声機とみなされます。また、携帯用電気メガフォンおよび無線マイクは拡声機とされます。

③ 拡声機の使用手続

主として選挙運動のために使用する拡声機には、立候補の届出の際に委員会が交付する「選挙運動用拡声機表示板」を拡声機の送話口の下部に、使用中常時掲示しておかなければなりません。

7 選挙運動用通常葉書（法142、公職選挙郵便規則）

選挙運動のために頒布できる文書図画は、選挙運動用通常葉書8,000枚と「8.選挙運動用ビラ」のほか、いかなる文書図画といえども頒布することが禁止されています。

① 葉書の入手方法

立候補届出の際に交付する「候補者用通常葉書使用証明書」を選挙運動期間中に長浜郵便局に提出して、『選挙用』の表示をしてある官製葉書の交付を受けてください。

証明書は、1枚で8,000枚の葉書の交付が受けられますが、1回で受けても、あるいは数回にわけてもかまいません。

② 私製葉書の使用

官製葉書を用いず、手持ちの私製葉書を立候補の前にあらかじめ印刷しておくことはできますが、これを使用するときも、「候補者用通常葉書使用証明書」とともに長浜郵便局へ提出し、『選挙用』の表示を受けてください。

③ 郵便物の発送

①および②の選挙用の表示をうけた葉書を使用するときは、指定の郵便局の窓口に、立候補届出の際に交付する「選挙郵便物差出票」とともに差し出してください。ポストに直接投函しても配達されません。

また、この葉書を郵便によらず使送によったり、あるいは路上等で選挙人に手渡す等の方法で配布することはできません。

① 葉書の使用の方法

選挙運動用通常葉書は、候補者自身が使用することはもちろん第三者に依頼して、その人が推薦文を記載して出してもさしつかえなく、また、その記載内容についても制限がありません。

したがって、政見、投票依頼、個人演説会の開催通知等のために使用することもできます。

1枚の葉書の宛名に数人の選挙人の氏名を記載するときは、それが同一世帯内にある選挙人数名の氏名を連記する等、通常の使用方法による場合は差し支えありませんが、隣近所等数人の選挙人の

連名で出したり、何々会社御中等と記載し、はがきの内容が回覧、掲示等特別の伝達によらなければ選挙人に了知し得ないものであるときは、許されません。

また、2人以上の候補者が連名で1枚のはがきを使うこともさしつかえありませんが、この場合は各候補者についてそれぞれ1枚として計算されますから注意してください。

② 謙譲の禁止（法177）

候補者が交付を受けた選挙運動用葉書は、他人に謙譲することは禁止されています。また、候補者を辞した場合等は返還しなければなりません。

8 選挙運動用ビラ（法142）

選挙運動用ビラは、選挙管理委員会に見本を添えてあらかじめ届け出ておく必要があります。

① ビラの種類、規格および枚数

候補者が頒布できるビラの種類は2種類以内で、大きさは長さ29.7センチメートル、幅21センチメートル（A4判）を超えてはなりません。

また、枚数は市長選挙では16,000枚以内となります。

② ビラの記載内容

ビラの記載内容や紙質、色刷りについての制限はありませんので、個人演説会の告知や直接投票依頼の文言等も記載することができますが、その表面に頒布責任者および印刷者の氏名、住所（印刷者が法人であるときは法人名とその所在地）が記載されていなければなりません。

ただし、虚偽事項、利害誘導等の罰則に触れるような内容は記載できません。

③ ビラに貼る証紙

選挙運動用ビラには、選挙管理委員会が交付する証紙を貼らなければ頒布することはできません。

④ 頒布方法

選挙運動用ビラはどこで配ってもよいというものではなく、新聞折込み、候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内または街頭演説の場所における頒布に限られています。

⑤ ビラの作成経費の公費負担

候補者は、選挙運動用ビラの作成経費について、供託物が没収されることとなる候補者を除き、公費負担条例で定めるところにより、一定限度額の範囲内で選挙運動用ビラを無料で作成することができます。

※ 詳しくは、別冊「公費負担のしおり」を参照してください。

9 選挙運動用ポスター

① ポスターの枚数および規格

ポスターの大きさは、長さ42センチメートル、幅40センチメートルを超えることはできません。

※令和7年の法改正により、ポスターの規格が統一されました。

使用できる枚数は、委員会が設置するポスター掲示場ごとにそれぞれ1枚に限り、証紙を貼らずにまたは検印を受けずに掲示することができます。

② ポスターの記載内容

表面にポスターを使用する公職の候補者の氏名を、選挙人に見やすいように記載しなければなりません。

また、掲示責任者および印刷者の住所、氏名（印刷者が法人であるときは、その所在地と法人名）を印刷または記載しなければなりません。

他人等の名誉を傷つけるもの、善良な風俗を害すもの、または、特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をするなど、ポスターとしての品位を損なう内容を記載してはなりません。特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をした者は、100万円以下の罰金に処されます。

③ ポスターの掲示（法144の2）

選挙運動用ポスターは、委員会が設置するポスター掲示場以外は掲示することができません。

また、立候補届出が受理されてからでなければ掲示することができません。

掲示することができる区画番号は、候補者の届出順位と委員会が掲示場の区画に付する番号と同番号に掲示しなければなりません。誤って他の候補者の区画にポスターを掲示した場合は、直ちに撤去していただきます。

④ ポスター作成の公費負担

候補者は、選挙運動用ポスターの作成について、供託物が没収されることとなる候補者を除き、公費負担条例で定めるところにより、一定限度額の範囲内で無料で作成することができます。

※ 詳しくは、別冊「公費負担のしおり」を参照してください。

10 インターネット等

① ウェブサイト等を利用する方法による選挙運動（法142の3）

(1) ウェブサイト等を利用する方法

何人（注1）も、ウェブサイト等（注2）を利用する方法により、選挙運動を行うことができます。

（注1）選挙事務関係者、特定公務員、未成年者、選挙犯罪等により選挙権および被選挙権を有しない者は選挙運動をすることができません。

（注2）「ウェブサイト等」とは、インターネット等を利用する方法のうち、電子メールを利用する方法を除いたものをいいます。

【例】ホームページ、ブログ、SNS、動画共有サービス、動画中継サイト など

(2) 表示義務

選挙運動用ウェブサイト等には、電子メールアドレス等を表示しなければなりません。

(3) 選挙期日当日の取扱い

ウェブサイト等に掲載された選挙運動用文書図画は、選挙期日当日もそのままにしておくことができます。ただし、選挙運動は選挙期日の前日までに限られているため、更新等はできません。

② 電子メールを利用する方法による選挙運動（法142の4）

(1) 利用主体の制限

選挙運動用電子メールは、候補者及び確認団体に限り、送信することができます。

(2) 送信先の制限

選挙運動用電子メールは、次の送信対象者に対して、それぞれ次の電子メールアドレスにのみ送信することができます。ただし、送信拒否の通知を受けたときは、以後、送信できません。

| | 送信対象者 | 送信対象電子メールアドレス |
|---|--|--|
| ア | あらかじめ、選挙運動用電子メールの送信の求め・同意を選挙運動用電子メール送信者に通知した者 (その電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した者に限る。) | 選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した電子メールアドレス |
| イ | 政治活動用電子メールを継続的に受信している者 (その電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した者に限り、かつ、その後に政治活動用電子メールの送信を拒否した者を除く。) であって、あらかじめ、選挙運動用電子メールの送信の通知を受け、拒否しなかったもの | 政治活動用電子メールに係る自ら通知した電子メールアドレスのうち、選挙運動用電子メールの送信拒否通知をした電子メールアドレス以外のもの |

(3) 記録保存義務

選挙運動用電子メール送信者は、次のアまたはイに掲げる場合に応じ、それぞれに定める事実を証する記録を保存しなければなりません。

ア 前記(2)アに掲げる者に対し送信する場合

- (ア) 受信者が電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に対し自ら通知したこと。
- (イ) 受信者から選挙運動用電子メールの送信の求め、同意があったこと。

イ 前記(2)イに掲げる者に対し送信する場合

- (ア) 受信者が電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に対し自ら通知したこと。
- (イ) 選挙運動用電子メール送信者が継続的に政治活動用電子メールの送信をしていること。
- (ウ) 選挙運動用電子メール送信者が選挙運動用電子メールの送信をする旨の通知をしたこと。

(4) 表示義務

選挙運動用電子メール送信者は、選挙運動用電子メールの送信にあたり、次の事項を正しく表示しなければなりません。

ア 選挙運動用電子メールである旨

イ 選挙運動用電子メール送信者の氏名（確認団体の場合は名称）

ウ 選挙運動用電子メール送信者に対し、送信拒否の通知を行う事ができる旨

エ 送信拒否の通知を行う際に必要となる電子メールアドレスその他の通知先

③ 選挙運動用有料インターネット広告の禁止等（法142の6）

選挙運動のための有料インターネット広告は禁止されています。

ただし、確認団体は、候補者・政党等の氏名・名称またはこれらの類推事項を表示した選挙運動用有料インターネット広告に該当するものを除き、選挙運動期間中、その確認団体の選挙運動用ウ

エブサイト等に直接リンクする政治活動用有料広告を掲載することができます。

④ その他

- (1) 法の規定により選挙運動用文書図画に記載すべきこととされている事項を、バーコード、QRコード等により選挙運動用文書図画に記載・表示することは、認められません。
- (2) 選挙運動用文書図画を記録した電磁的記録媒体(DVD、USBメモリなど)を頒布することは、法定外の選挙運動用文書図画を頒布することに当たり、禁止されています。
- (3) インターネットを利用した選挙運動を行った者に、その選挙運動の対価として報酬を支払った場合には買収罪の適用があります。

(参考) インターネット等選挙運動・政治活動の可否一覧

| できること／できないこと | | 確認団体 | 候補者 | 確認団体・候補者以外の者 |
|--|-------------------------|------|-----|--------------|
| ウェブサイト等を用いた選挙運動 | ホームページ・ブログ等 | ○ | ○ | ○ |
| | SNS(フェイスブック、ツイッター等)※1 | ○ | ○ | ○ |
| | 政策動画のネット配信 | ○ | ○ | ○ |
| 電子メールを用いた選挙運動 | 選挙運動用電子メールの送信 | ○ | ○ | × |
| | 選挙運動用ビラ・ポスターを添付したメールの送信 | ○ | ○ | × |
| | 送信された選挙運動用電子メールの転送 | △※2 | △※2 | × |
| ウェブサイト上に掲載・選挙運動用電子メールに添付された選挙運動用ビラ・ポスターを紙に印刷して頒布 | | × | × | × |
| ウェブサイト等・電子メールを用いた落選運動※3 | | ○※4 | ○※4 | ○※4 |
| ウェブサイト等・電子メールを用いた落選運動以外の政治活動 | | ○ | ○ | ○ |
| 有料インターネット広告 | 選挙運動用の広告 | × | × | × |
| | 選挙運動用ウェブサイトに直接リンクする広告 | ○ | × | × |
| | 挨拶を目的とする広告 | × | × | × |

※1 メッセージ機能を含む。

※2 新たな送信者として、送信主体や送信先制限の要件を満たす事が必要。

※3 落選運動とは、何ら当選目的がなく、単に特定の候補者の落選のみを図る行為。

※4 表示義務あり。

11 新聞広告(法149)

- ① 候補者は、選挙運動期間中いずれかの新聞に、2回に限り有料で選挙に関して新聞広告することができます。どの新聞にするかは候補者の自由で、2回とも同一の新聞にすることも1回ごとに異なる新聞にすることもできます。

立候補届出の際に交付する「新聞広告掲載証明書」を希望する新聞社に提出して掲載の申し込み

をしてください。

- ② 掲載広告の寸法は、候補者1人について横9.6センチメートル・縦2段組以内で、記事下に限られ、色刷りは認められません。また、候補者の氏名は、本名または通称認定を受けた場合は認定通称名に限られます。

12 個人演説会（法161～164の4）

個人演説会は、候補者が政見の発表や投票依頼等の選挙運動のために、候補者個人がする演説会ですが、この個人演説会には、公営施設を使用して開催する場合とそれ以外の施設を使用して開催する場合とがあります。

公営施設を使用する場合は、委員会に開催の申し出をしなければなりませんが、それ以外の施設を使用する場合は、その施設の管理者と交渉し、承諾を得てください。

① 個人演説会の開催手続

ア 公営施設を使用する場合

I 公営施設の範囲等（※公営施設使用の個人演説会場一覧はP38～39参照）

使用できる施設は、学校および地方公共団体が管理する公会堂のほか委員会が指定する集会場等です。これらの施設については、その管理者において演説会の開催に必要な設備（照明設備、演壇、聴衆席等）をすることになっており、また、その施設の使用については候補者1人につき同一施設ごとに1回に限り無料です。したがって、2回目からは、あらかじめ使用料を納付しなければ使用することはできません。

なお、これら施設のうち、投票所に指定されているものは、投票日の前日は準備のため使用できない場合がありますのでご注意ください。

また、これら公営施設を使用する時間は、1回について5時間以内です。

II 公営施設使用の手続

公営施設を使用して個人演説会を開催しようとする候補者は、いずれの場合にも「個人演説会開催申出書」により、開催しようとする日前2日までに委員会に申し出なければなりません。また、同一の施設については、同時に2回以上の個人演説会の開催の申し出をし、または、既に申し出た使用の日を経過しない間において、新たな申し出をすることはできません。

III 使用申請の撤回

使用を許可された施設を、演説会を開催しようとする日前2日までに、これを使用しない旨を申し出た場合に限り、その使用の申し出はなかったものとなります。したがって、その後、さらに同一施設を使用して演説会を開催しようとする申し出をする場合には、開催日前2日までのときは自由に使用の申し出をすることができます。

なお、演説会の開催日の前日または当日に使用しない旨を申し出た場合は、受理されますが、その施設を使用した取扱いになります。

イ 公営施設以外の施設を使用する場合

公営施設以外の施設を使用して個人演説会を開催しようとするときは、前述のとおり候補者

は施設の管理者と交渉し、その承諾を得て開催することができます。

② 演説会場で掲示できる文書

個人演説会場では、その演説会の開催中ポスター、立札、ちょうちんおよび看板の類を掲示することができます。また、屋内の演説会場内に限り映写等の類を掲示することができます。

ポスター、立札および看板の類の規格は、縦273センチメートル、横73センチメートル以内（屋内の演説会場内の場合は規格制限なし）で、掲示できる数量は演説会場の内部においては制限がありませんが、演説会場の外部においてはポスター、立札および看板の類を通じて2以内に限られます。

ちょうちんの規格は、高さ85センチメートル、直径45センチメートル以内で、掲示できる数量は演説会場の内部、外部を通じて1個に限られます。

個人演説会場において掲示するポスター、立札、ちょうちんおよび看板の類には、その表面に掲示責任者の氏名、住所を記載しなければなりません。

③ 個人演説会の演説者

個人演説会では、候補者本人はもとより、候補者以外の者でも演説することができます。また、テープレコーダー等の録音装置を使用して演説を聞かせることも差し支えありません。

④ 個人演説会場における連呼行為

個人演説会場において演説の間またはその演説の前後に連呼行為をすることは許されています。この「個人演説会場において」とは「会場内で会場内の聴衆に向って」ということで、会場から外に向かって連呼することはできません。

⑤ 個人演説会の周知

個人演説会の開催の周知は候補者がすることとされています。選挙運動用通常葉書や街頭演説等の機会を利用して選挙人に周知することもできます。

戸別に演説会のあることを周知する行為は、戸別訪問とみなされ選挙運動の制限違反となります。

⑥ 他の演説会の禁止

選挙運動のためにする演説会は、個人演説会のほかは、いかなる名目によっても開催することができません。したがって、青年団等が主催して合同演説会を開催することもできません。

13 街頭演説

① 街頭演説の方法（法164の5、164の7）

ア 演説者がその場所にいること

街頭演説は、候補者はもとより第三者が候補者のために演説することも自由です。

また、候補者がその場所に現存する必要はなく、ただ演説者がその場所にいることが必要です。この場合、標旗を掲げている一定の場所のほかに移動することは許されません。

したがって、道路を歩きながらする演説や走行する自動車や自転車等の上からする演説、すなわち「流し演説」は禁止されますが、とどまって標旗のもとでする場合は、車上であっても路上であっても差し支えありません。

イ 標旗を掲げていること

街頭演説を行う場合には、委員会から交付を受けた「街頭演説標旗」を掲げていなければなりません。

ウ 街頭演説に従事する運動員

街頭演説において、選挙運動に従事するものは、候補者1人について15人（候補者および選挙運動用自動車運転手1人を除く。）を超えてはなりません。

エ 腕章の着用

街頭演説に従事するものは、候補者および運転手を除き、委員会から交付した「乗車証腕章（4枚）」または「運動員腕章（11枚）」を着用しなければなりません。

オ 録音装置の使用

街頭演説ではテープレコーダー等の録音装置を使用して演説することができます。この場合、録音装置を操作している者は、街頭演説に従事する者の数に加えられますが、録音装置盤の吹込者（不在の演説者）は、その数に含まれません。

また、録音装置を使用する際に、広く通行人に聞こえるようにするため拡声機を用いる場合は、「選挙運動用拡声機表示板」をつけた拡声機でなければなりませんから注意してください。

カ 街頭演説での文書図画の使用禁止（法142、143）

街頭演説をする場合には、その候補者の演説であることや候補者の政見等を示すためにポスター、立札、ちょうちんおよび看板の類はいっさい使用できません。

しかし、街頭演説の場所で選挙運動用ビラを頒布することはできます。

また、街頭演説の場所に停止している選挙運動用自動車または船舶にとりつけてあるポスター、立札、看板の類はそのままで差し支えありません。

キ 街頭演説での連呼（法140の2ただし書）

街頭演説をする場合には、その場所で街頭演説の一部として連呼することは差し支えありません。

② 街頭演説の制限（法164の6、166）

街頭演説は、午後8時から翌日午前8時までの間ははすることができません。また、街頭演説を行う者は、学校および病院、診療所および療養施設の周辺においては静穏を保持するよう努めなければなりません。

14 選挙公報（法172の2）

選挙公報は、候補者の氏名、政見、経歴等を選挙人に周知するために発行されるもので、候補者が提出した掲載文を委員会で印刷し、配布します。

① 選挙公報の掲載申請

候補者が選挙公報の掲載を受けようとするときは、「選挙公報掲載申請書」とともに、書面による提出の場合は、掲載文および写真1枚、電子データによる提出の場合は、掲載文を記録した電磁的記録1式および、その見本1枚を、選挙期日の告示日（2月8日）に委員会に提出してください。

② 掲載文の修正および撤回

さきに提出した掲載文を修正するときは、修正した掲載文1枚を「選挙公報掲載文修正申請書」に添えて提出してください。撤回する場合は、「選挙公報掲載文撤回申請書」を提出してください。なお、掲載文の修正および撤回のできる申請期限は2月8日午後5時までです。

③掲載文の掲載順序

掲載文の掲載順序は、委員会がくじで定めます。このくじは、あらかじめ告示しますが、2月8日午後5時30分から市役所の会議室において行う予定です。このくじには、候補者またはその代理人が立ち会うこともできます。（くじを引くのは選挙管理委員会です。）

④選挙公報の配布

選挙公報は、選挙の期日前2日（2月13日）までに、各世帯に配布されます。

15 飲食物の提供の禁止（法139）

何人も選挙運動に関して飲食物を提供することは、それがいかなる名義のものであっても原則として禁止されます。ただし、次に述べるものを持供することは許されます。

①湯茶およびこれに伴い通常用いられる程度の菓子

ア 茶菓の範囲

「湯茶およびこれに伴い通常用いられる程度の菓子」とは、たとえば、せんべい、まんじゅう等いわゆる「お茶うけ」程度のものをいうものとされています。

酒、ビール、サイダー、サンドイッチのようなものは、菓子ではありませんから提供することはできず、また菓子であっても高価な菓子はここにいう菓子には含まれません。

イ 提供の相手方

提供することのできる相手方については、原則として制限がありません。運動員（応援弁士や手話通訳者を含む。）、事務員、車上運動員（うぐいす嬢など）や労務者等に対してはもちろん、陣中見舞にきた人に提供しても差し支えありません。しかし、あまり多量に提供したり、一般有権者に無制限に提供すると、買収または利益供与とみられるおそれがあります。

ウ 実費弁償との関係

お茶うけ程度の菓子を運動員に提供していても、その運動員が外出して茶菓子を飲食した場合に、さらに実費弁償として1日1,000円以内の茶菓料を支給することはできます。

労務者については、菓子を提供してもこの額を報酬のうちから差し引く必要はありませんが、労務者が外出して茶菓を飲食しても実費弁償として茶菓料を支給することはできません。

エ 選挙運動費用との関係

提供した湯茶、菓子の経費は、すべて運動費用に加算しなければなりません。

また、陣中見舞として菓子等をもらったときは、その時価に相当する額の寄附をうけたことになり、さらにこれを飲食に提供したときは、その金額だけ支出したものとして計上しなければなりません。

①選挙事務所において食事するために提供する弁当

ア 提供する相手方

運動員、事務員、車上運動員および労務者に限って提供できます。したがって、陣中見舞にきた有権者等には提供できません。

イ 提供することができる期間

立候補の届出後から投票日の前日までの間（すなわち選挙運動の期間中）に限られます。

したがって、立候補の届出前、または投票日には弁当を提供することはできません。

ウ 提供できる弁当の額

提供できる弁当の価額は、委員会が法第197条の2の基準にしたがって定めた弁当料の額（1食につき1,500円、1日につき4,500円以内）に限られます。

エ 提供できる弁当の数

提供できる弁当の数は、候補者1人について1日15人分（45食分）に告示の日から投票日の前日までの期間の日数（7日間）を乗じて得た数の範囲内に限られます。

※3食×15人×7日間=315食分

また、弁当1個当たりの額が安価であっても、期間を通じて315食分以上の弁当を提供することは許されません。しかし、この範囲内であれば、どのような配分によって提供しても自由であり、序盤戦の間は提供せず終盤戦に入ってから一度に提供しても、初めから3食ずつ、あるいは期間を通じて夜食のみ提供しても、要するに315食分（ただし、1人に提供できる弁当の額の制限があります（前記ウを参照してください））の範囲内であれば提供できます。

オ 弁当提供の方法

運動員等に提供する弁当は、それらの者が選挙事務所で食事するために提供する場合および選挙事務所外で食事するため携行する場合に限り、選挙事務所において提供することができます。

したがって、運動員や労務者を食堂、飲食店に連れていくて弁当を提供することはできません。

カ 弁当の提供と実費弁償および報酬との関係

運動員、事務員、車上運動員および労務者に弁当を提供した場合は、その者に支給することができる実費弁償（1日についての弁当料の額）または報酬の額から提供した弁当の実費に相当する額を差し引いた額を支給することができます。

キ 提供した弁当と選挙運動費用

提供した弁当に要した費用は、すべて選挙運動費用に加算されます。

16 戸別訪問の禁止（法138）

- ① 何人も、選挙に関し、投票を得る目的もしくは得しめる目的または得しめない目的をもって戸別訪問をすることはできません。
- ② 選挙運動のため、戸別に、演説会の開催または演説を行うことについて告知をする行為、あるいは特定の候補者の氏名または政党その他の政治団体の名称を言い歩く行為は、戸別訪問とみなして禁止されています。

17 署名運動の禁止（法138の2）

何人も、選挙に関し、投票を得る目的もしくは得しめる目的または得しめない目的をもって選挙人に対し署名運動をすることはできません。

18 人気投票の公表の禁止（法138の3）

何人も、選挙に関し、公職に就くべき者を予想する人気投票の経過または結果を公表することはできません。

19 気勢を張る行為の禁止（法140）

何人も、選挙運動のため、自動車を連ね、または隊伍を組んで往来する等によって気勢を張る行為をすることはできません。

20 連呼行為の禁止（法140の2）

何人も、選挙運動のため、連呼行為をすることはできません。

ただし、例外として、個人演説会場および街頭演説（演説を含む。）の場所においてする場合ならびに午前8時から午後8時までの間に限り、選挙運動用自動車または船舶の上においてする場合には連呼行為をすることができますが、次に掲げる区域および施設ではできません。

- ① 国または地方公共団体の所有し、または管理する建物（公営住宅を除く。）（法166）
- ② 汽車、電車、乗合自動車、船舶（選挙運動用のものを除く。）および停車場その他鉄道地内（法166）
- ③ 病院、診療所その他の療養施設（法166）

なお、学校および病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するよう努めなければなりません。（法140の2）

21 連座制の適用（法210、211、251の2、251の3、251の5）

候補者と一定の関係にある者（総括主宰者、出納責任者、地域主宰者、親族、秘書および組織的選挙運動管理者等）が買収罪等の罪を犯し刑に処せられた場合に、たとえ候補者が買収等の行為に関わっていなくても、候補者の当選が無効となるとともに、立候補の制限（5年間、同じ選挙に同じ選挙区から立候補できない）が課せられます。

第6 選挙運動費用に関する事項

1 出納責任者の届出等

① 出納責任者の選任および異動の届出（法180、182）

候補者は、その選挙運動に関する収入および支出の責任者（以下「出納責任者」という。）1人を定めて、直ちに委員会に「出納責任者選任届」を提出してください。また、異動の場合も直ちに「出納責任者異動届」を提出してください。

この出納責任者の選任届出（異動のときは、異動届）後でなければ、いかなる名義をもってするを問わず、候補者のために寄附を受け、または支出をすることができないことに注意を願います。

なお、推薦届出者が、出納責任者を選任（異動）したいときは、その選任について候補者の承諾を得たことを証明する「出納責任者選任承諾書」を添付し、推薦届出者が数人あるときは、その代表者であることを証明する「推薦届出者代表証明書」を添えて提出してください。

② 会計帳簿の整理（法185）

出納責任者は、会計帳簿（収入簿と支出簿）を備え付け、次の事項を記載しなければなりません。

ア 選挙運動に関するすべての寄附およびその他の収入（候補者のために候補者または出納責任者と意思を通じてなされた寄附を含む。）

イ アの寄附をした者の氏名、住所および職業ならびに寄附の金額（金銭以外の財産上の利益については、時価に見積もった金額）および年月日

ウ 選挙運動に関するすべての支出（候補者のために候補者または出納責任者と意思を通じてなされた支出を含む。）

エ ウの支出を受けた者の氏名、住所および職業ならびに支出の目的、金額および年月日

③ 立候補準備のために要した費用の精算（法187）

立候補の準備のために要した支出で、候補者もしくは出納責任者となった者が支出し、または他の者がこれらの者と意思を通じて支出したものは、選挙運動費用に算入されます。

したがって、出納責任者は、就任後直ちに、その候補者または支出者について精算し、会計帳簿に記載しなければなりません。

④ 明細書の提出（法186）

出納責任者以外の者で候補者のため選挙運動に関する寄附を受けた者があるときは、その寄附を受けた日から7日以内に（出納責任者の請求があるときは直ちに）、寄附者の氏名、住所、職業、寄附の金額と年月日を記載した明細書を出納責任者に提出しなければなりません。

なお、この寄附で、候補者が立候補の届出前に受けたものについては、立候補の届出後直ちに出納責任者にその明細書を提出しなければなりません。

⑤ 支出最高額の決定（法180②）

出納責任者の選任者は、次に掲げる様式の文書で、出納責任者の支出することのできる金額の最高額を定め、出納責任者とともに、これに署名押印しなければなりません。

なお、候補者1人当たりの選挙運動費用の最高額は、選挙期日の告示日に委員会が告示します。

選挙運動費用支出最高額の決定

あなたが、令和8年2月15日執行の長浜市長選挙における候補者の出納責任者となり、同候補者の選挙運動費用として支出することのできる金額は、次のとおりとします。

令和 年 月 日

出納責任者の選任者

氏 名

支出できる最高額 円
(法定費用の制限額 円)

わたくしが、出納責任者として支出することのできる選挙運動費用支出最高額が、 円であることを承諾します。

令和 年 月 日

出納責任者

氏 名

2 選挙運動費用制限額（法194、196、令127）

選挙運動のために支出できる費用の最高額は、委員会が告示日に告示しますので、この最高額を超えて支出することはできません。

約10,515,700円

（算式）

81円 × 告示の日における選挙人名簿登録者数 + 3,100,000円

（100円未満の端数は、100円とします）

※参考 令和7年12月1日現在選挙人名簿登録者数（91,551人）で算出

3 収支報告書の提出（法189）

- ① 出納責任者は、候補者の選挙運動に関してなされた寄附およびその他の収入ならびに支出について、会計帳簿に記載された事項を「選挙運動費用収支報告書」に記載し、領収書その他の支出を証すべき書面の写し（これらを徵し難い事情があったときは、その旨ならびに支出の金額、年月日および目的を記載した書面）を添付して、次により委員会に提出しなければなりません。

ア 第1回の提出

選挙の期日の告示前まで、選挙の期日の告示の日から選挙の期日までおよびその後になされた寄附およびその他の収入ならびに支出については、あわせて精算し、選挙の期日から15日以内

(3月2日まで)に提出してください。

イ 第2回以後の提出

第1回の精算届出後になされた寄附およびその他の収入ならびに支出については、その事実が発生した日から7日以内に提出してください。

なお、出納責任者は、会計帳簿、明細書および領収書その他の支出を証する書面を、上記の報告書提出の日から3年間保存しなければなりません。

4 選挙運動に関する収入、寄附および支出

① 収 入

収入とは、金銭、物品その他の財産上の利益の收受、その收受の承諾または約束をいいます。

これは日常使われている「収入」という言葉よりも広い意味があり、たとえば拡声機や選挙事務所に使う家屋を無償で借りた場合、通常支払わなければならない借料を支払わずにすむ利益を受けたことになるので、その借料相当額が寄附としての収入となります。

② 寄 附

寄附とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与または交付、その供与または交付の約束で、党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のものをいい、寄附を受ける者の立場からすれば、寄附もまた収入の一種といえます。これも日常使われている「寄附」より広い意味があります。

なお、寄附には、法により禁止されているものがありますので、十分ご注意ください。

ア 地方公共団体と特別の関係がある者等の寄附の禁止（法199、200）

イ 候補者等の寄附の禁止（法199の2）

ウ 候補者等を名義人とする寄附の禁止（法199の2②）

エ 寄附の勧誘・要求の禁止（法199の2③④）

オ 候補者等が関係する会社等の寄附の禁止（法199の3）

カ 候補者等の氏名を冠した団体の寄附の禁止（法199の4）

キ 後援団体に関する寄附の禁止（法199の5）

③ 支 出

支出とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与または交付、その供与または交付の約束をい、これも日常使われている「支出」よりも広い意味があります。

拡声機や選挙事務所に使う家屋を無償で借りた場合、一方では寄附としての収入となるとともに、他方ではその借上相当額が支出とみなされます。

④ 次に掲げる支出は、選挙運動に関する支出でないものとみなされ、選挙運動費用に算入する必要はありません。（法197）

ア 立候補の準備のために要した支出で、候補者もしくは出納責任者となった者のした支出またはその者と意思を通じてした支出以外のもの

イ 立候補の届出後、候補者または出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの

- ウ 候補者が乗用する船車馬等のために要した支出
- エ 選挙期日後において、選挙運動の残務整理のために要した支出
- オ 選挙運動に関して支払う国または地方公共団体の租税または手数料
- カ 確認団体が行う選挙運動のために要した支出
- キ 選挙運動用の自動車（船舶）を使用するために要した支出
- ク 供託金

5 実費弁償および報酬の額（法197の2、令129）

選挙運動に従事する者や選挙運動のために使用する労務者に対する実費弁償および報酬の額は次のとおりであり、この額を超えて支給することはできません。

- ① 選挙運動に従事する者1人に対し、支給することができる実費弁償の最高額
 - ア 鉄道賃 …… 鉄道旅行について路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - イ 船 賃 …… 水路旅行について路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - ウ 車 賃 …… 陸路旅行（鉄道旅行を除く）について路程に応じた実費額
 - エ 宿泊料 …… 1夜につき23,000円（食事料2食分を含む）
 - オ 弁当料 …… 1食につき1,500円、1日につき4,500円
 - カ 茶菓料 …… 1日につき1,000円
- ② 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の最高額
 - ア 基本日額 …… 10,000円
 - イ 超過勤務手当 …… 1日につき基本日額の5割以内
- ③ 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の最高額
 - ア 鉄道賃、船賃および車賃 …… 前記①のア、イおよびウに掲げる額
 - イ 宿泊料（食事料を除く） …… 1夜につき20,000円
- ④ 選挙運動に従事する者のうち、選挙運動のために使用する事務員、専ら選挙運動用自動車（船舶）上において選挙運動のために使用する者（以下「車上運動員」という。）、専ら手話通訳のために使用する者（以下「手話通訳者」という。）および専ら要約筆記のために使用する者（以下「要約筆記者」という。）に支給する報酬の額

「選挙運動のために使用する事務員」とは、選挙運動に関する事務に従事する者として使用するに雇い入れた者をいうもので、総括主宰者、出納責任者等の選挙運動の中心となる者、あるいは、選挙運動ができない未成年者等は、選挙運動に関する事務に従事する者には含まれません。

また「車上運動員」とは、たとえば「うぐいす嬢」のように専ら選挙運動自動車（船舶）に乗つて連呼行為等の選挙運動をするために雇い入れた者をいいます。

- ア 支給できる期間
 - 立候補の届出後、選挙の期日の前日までの間
- イ 員 数
 - 1日につき12人（延84人）の範囲内で、アの期間を通じて最大60人まで異なる者を届け

出て報酬を支給することができます。

ウ 支給額

- ・選挙運動のために使用する事務員……1人1日につき15,000円以内
- ・車上運動員、手話通訳者および要約筆記者……1人1日につき20,000円以内

※超過勤務手当は支給できません。

エ 届出

候補者は、報酬の支給を受けることができる者を使用する前に、あらかじめ文書で委員会に「事務員・車上運動員・手話通訳者・要約筆記者届出書」を提出しなければなりません。

主要事務日程表

| 期日 | | | 執行事項 |
|----|---------------------|-------------|--|
| 月 | 日 | 曜 | |
| 1 | 27 27 ～ 29 | 火 火 木 | <input type="checkbox"/> 事前審査（立候補届、選挙公報掲載文、公費負担届、選挙運動用ポスター） <input type="checkbox"/> 選挙運動用自動車（長浜警察署、木之本警察署） ※必要に応じて、告示日までに許可を受けてください。 |
| 2 | 8 | 日 | <input type="checkbox"/> 選挙期日等の告示 <input type="checkbox"/> 立候補届等の受付・同締切日 <input type="checkbox"/> 選挙運動関係諸交付物の交付 <input type="checkbox"/> 選挙運動の開始 <input type="checkbox"/> 選挙事務所設置届の受付開始 <input type="checkbox"/> 出納責任者選任届の受付開始 <input type="checkbox"/> 公費負担の受付開始 <input type="checkbox"/> 事務員・車上運動員・手話通訳者・要約筆記者届の受付開始 <input type="checkbox"/> 選挙公報掲載、修正、撤回申請の受付・同締切日 <input type="checkbox"/> 公営施設使用の個人演説会開催申出の受付開始 <input type="checkbox"/> 公営施設以外の施設使用の個人演説会開始 <input type="checkbox"/> 候補者辞退届出期限 <input type="checkbox"/> 選挙運動費用制限額の告示 <input type="checkbox"/> 投票所内の候補者氏名等の掲示順位のくじ執行（午後5時30分から） <input type="checkbox"/> 選挙公報掲載順序のくじ執行（午後5時30分から） <input type="checkbox"/> 選挙人名簿の閲覧（8日のみ） |
| 9 | 月 | | <input type="checkbox"/> 期日前投票、不在者投票の開始（14日まで） |
| 10 | 火 | | <input type="checkbox"/> 公営施設使用の個人演説会開始（届出は、開催日の2日前までに） |
| 11 | 水 | | <input type="checkbox"/> 郵便による不在者投票用紙等の交付請求期限 |
| 12 | 木 | | <input type="checkbox"/> 補充立候補届出期限 <input type="checkbox"/> 補充立候補辞退届出期限 <input type="checkbox"/> 選挙立会人届出期限（午後5時まで） <input type="checkbox"/> 選挙立会人選任のくじ執行（午後5時30分から） <input type="checkbox"/> 公営施設使用の個人演説会開催申出締切日 |
| 14 | 土 | | <input type="checkbox"/> 公営施設使用の個人演説会開催期限 <input type="checkbox"/> 期日前投票、不在者投票最終日 <input type="checkbox"/> 選挙運動最終日 |
| 15 | 日 | | <input type="checkbox"/> 投票（午前7時から午後8時まで） <input type="checkbox"/> 投票所から300メートル以内の選挙事務所閉鎖 <input type="checkbox"/> 選挙立会人事務打合せ会（午後1時30分開始予定） <input type="checkbox"/> 選挙会・開票（午後9時15分開始予定、長浜市民体育館） <input type="checkbox"/> 当選人の告知・告示 |
| 16 | 月 | | <input type="checkbox"/> 当選証書の付与（予定） |
| 3 | 2 | 月 | <input type="checkbox"/> 選挙運動に関する収支報告書提出期限（第1回分） |

投票所一覧表

| 投票区名 | 投票所施設の名称 | 所在地 |
|--------|---------------------------|----------------|
| 第1投票区 | 長浜まちづくりセンター | 高田町12番34号 |
| 第2投票区 | 長浜市曳山博物館 | 元浜町14番8号 |
| 第3投票区 | 長浜市役所本庁 | 八幡東町632番地 |
| 第4投票区 | 長浜北小学校多目的室(山ばとクラブ) | 八幡中山町1310番地 |
| 第5投票区 | 神照まちづくりセンター | 神照町286番地1 |
| 第6投票区 | 神照幼稚園 | 新庄寺町480番地 |
| 第7投票区 | 養蚕の館 | 相撲町604番地7 |
| 第8投票区 | 長浜市民交流センター | 地福寺町4番36号 |
| 第9投票区 | 六荘まちづくりセンター | 勝町490番地 |
| 第10投票区 | ながはまウェルセンター | 小堀町32番地3 |
| 第11投票区 | 南郷里まちづくりセンター | 新栄町1065番地2 |
| 第12投票区 | 北郷里まちづくりセンター | 東上坂町976番地7 |
| 第13投票区 | 長浜南小学校 | 加田町1460番地 |
| 第14投票区 | 長浜市役所浅井分庁舎 | 内保町2490番地1 |
| 第15投票区 | 七尾まちづくりセンター | 佐野町181番地 |
| 第16投票区 | 下草野まちづくりセンター | 北ノ郷町105番地 |
| 第17投票区 | 上草野まちづくりセンター | 野瀬町809番地 |
| 第18投票区 | 田根まちづくりセンター | 高畠町316番地1 |
| 第19投票区 | びわ文化学習センター | 難波町505番地 |
| 第20投票区 | びわ北小学校 | 益田町56番地 |
| 第21投票区 | 虎姫生きがいセンター | 宮部町3445番地 |
| 第22投票区 | 小谷小学校 | 小谷丁野町524番地 |
| 第23投票区 | 長浜市役所湖北分庁舎 | 湖北町速水2745番地 |
| 第24投票区 | 山本山運動広場体育館 | 湖北町山本2868番地 |
| 第25投票区 | 富永小学校 | 高月町井口160番地 |
| 第26投票区 | 高月まちづくりセンター | 高月町渡岸寺141番地1 |
| 第27投票区 | 古保利小学校 | 高月町西柳野38番地 |
| 第28投票区 | 七郷小学校 | 高月町唐川248番地 |
| 第29投票区 | 旧杉野小中学校 | 木之本町杉野489番地 |
| 第30投票区 | 高時小学校 | 木之本町石道1079番地1 |
| 第31投票区 | 木之本まちづくりセンター | 木之本町木之本1757番地2 |
| 第32投票区 | 湖北THGツインアリーナ(長浜伊香ツインアリーナ) | 木之本町西山183番地3 |
| 第33投票区 | 余呉まちづくりセンター | 余呉町中之郷1117番地1 |
| 第34投票区 | 余呉茶わん祭の館 | 余呉町上丹生3224番地 |
| 第35投票区 | 旧長浜市保健センター西浅井分室 | 西浅井町塩津浜1795番地 |
| 第36投票区 | 西浅井まちづくりセンター | 西浅井町大浦2590番地 |
| 共通投票所 | イオン長浜店 | 山階町271番地1 |

※各投票区投票所は共通投票所を兼ねています。

※令和7年12月1日現在

公営施設使用の個人演説会場一覧

| 施設の名称 | | 所在地 |
|-------|--------------|-------|
| 長浜地域 | 長浜小学校 | 高田町 |
| | 長浜北小学校 | 八幡中山町 |
| | 神照小学校 | 神照町 |
| | 南郷里小学校 | 南田附町 |
| | 北郷里小学校 | 春近町 |
| | 長浜南小学校 | 加田町 |
| | 西中学校 | 高田町 |
| | 北中学校 | 神照町 |
| | 東中学校 | 堀部町 |
| | 南中学校 | 永久寺町 |
| | 長浜北星高等学校 | 地福寺町 |
| | 長浜農業高等学校 | 名越町 |
| | 長浜北高等学校 | 平方町 |
| | 滋賀文教短期大学 | 田村町 |
| | 長浜バイオ大学 | 田村町 |
| | 長浜養護学校 | 今町 |
| | 長浜幼稚園 | 朝日町 |
| | 長浜北幼稚園 | 三ツ矢元町 |
| | 長浜西幼稚園 | 相撲町 |
| | わかば幼稚園 | 八幡東町 |
| | 神照幼稚園 | 神照町 |
| | 南郷里幼稚園 | 新栄町 |
| | 北郷里幼稚園 | 春近町 |
| | 長浜南認定こども園 | 加田町 |
| | 六荘認定こども園 | 勝町 |
| | 長浜まちづくりセンター | 高田町 |
| | 神照まちづくりセンター | 神照町 |
| | 南郷里まちづくりセンター | 新栄町 |
| | 北郷里まちづくりセンター | 東上坂町 |
| | 西黒田まちづくりセンター | 常喜町 |
| | 神田まちづくりセンター | 加田町 |
| | 六荘まちづくりセンター | 勝町 |

| 施設の名称 | | 所在地 |
|-------|-------------------|-------|
| 長浜地域 | 長浜文化芸術会館 | 大島町 |
| | 長浜地域総合センター | 西上坂町 |
| | 長浜市勤労青少年ホーム | 八幡中山町 |
| | 長浜高齢者福祉センター | 地福寺町 |
| | 長浜市ふれあいホール | 地福寺町 |
| | 姉川コミュニティ防災センター | 西上坂町 |
| | 養蚕の館 | 相撲町 |
| | 長浜市曳山博物館 | 元浜町 |
| | 長浜勤労者総合福祉センター（臨湖） | 港町 |

| 施設の名称 | | 所在地 |
|-------|--------------|------|
| 浅井地域 | 湯田小学校 | 内保町 |
| | 浅井小学校 | 当目町 |
| | 田根小学校 | 野田町 |
| | 浅井中学校 | 内保町 |
| | あざい認定こども園 | 大依町 |
| | 湯田まちづくりセンター | 内保町 |
| | 田根まちづくりセンター | 高畠町 |
| | 下草野まちづくりセンター | 北ノ郷町 |
| | 七尾まちづくりセンター | 佐野町 |
| | 上草野まちづくりセンター | 野瀬町 |
| | 浅井文化ホール | 内保町 |

| 施設の名称 | | 所在地 |
|-------|---------------------|------|
| びわ地域 | びわ南小学校 | 川道町 |
| | びわ北小学校 | 益田町 |
| | びわ中学校 | 弓削町 |
| | びわ認定こども園 | 八木浜町 |
| | びわまちづくりセンター | 難波町 |
| | びわ文化学習センター（リュートプラザ） | 難波町 |

| 施設の名称 | | 所在地 |
|-------|-------------|-----|
| 虎姫地域 | 虎姫学園 | 五村 |
| | 虎姫高等学校 | 宮部町 |
| | とらひめ認定こども園 | 五村 |
| | 虎姫まちづくりセンター | 田町 |
| | 虎姫文化ホール | 宮部町 |
| | 虎姫運動広場体育館 | 五村 |
| | 虎姫時遊館 | 三川 |

| 施設の名称 | | 所在地 |
|---------------------------|--------------|---------|
| 木之本地域 | 高時小学校 | 木之本町石道 |
| | 木之本小学校 | 木之本町木之本 |
| | 伊香具小学校 | 木之本町大音 |
| | 木之本中学校 | 木之本町木之本 |
| | 伊香高等学校 | 木之本町木之本 |
| | きのもと認定こども園 | 木之本町木之本 |
| | 木之本まちづくりセンター | 木之本町木之本 |
| | きのもと交遊館 | 木之本町木之本 |
| | 木之本スティックホール | 木之本町木之本 |
| | 木之本総合センター | 木之本町田部 |
| 湖北THGツインアリーナ(長浜伊香ツインアリーナ) | | 木之本町西山 |

| 施設の名称 | | 所在地 |
|-------|-------------|-------|
| 湖北地域 | 朝日小学校 | 湖北町山本 |
| | 速水小学校 | 湖北町速水 |
| | 小谷小学校 | 小谷丁野町 |
| | 湖北中学校 | 湖北町速水 |
| | 湖北幼稚園 | 湖北町速水 |
| | 湖北まちづくりセンター | 湖北町速水 |
| | 湖北文化ホール | 湖北町速水 |
| 湖北体育館 | | 湖北町速水 |

| 施設の名称 | | 所在地 |
|-------|-------------|--------|
| 余呉地域 | 余呉小中学校 | 余呉町中之郷 |
| | よご認定こども園 | 余呉町東野 |
| | 余呉まちづくりセンター | 余呉町中之郷 |

| 施設の名称 | | 所在地 |
|-------|-------------|--------|
| 高月地域 | 富永小学校 | 高月町井口 |
| | 高月小学校 | 高月町高月 |
| | 古保利小学校 | 高月町西柳野 |
| | 七郷小学校 | 高月町唐川 |
| | 高月中学校 | 高月町高月 |
| | たかつき認定こども園 | 高月町東柳野 |
| | 高月まちづくりセンター | 高月町渡岸寺 |

| 施設の名称 | | 所在地 |
|-------|--------------|---------|
| 西浅井地域 | 塩津小学校 | 西浅井町塩津中 |
| | 永原小学校 | 西浅井町大浦 |
| | 西浅井中学校 | 西浅井町塩津中 |
| | にしあざい認定こども園 | 西浅井町塩津中 |
| | 西浅井まちづくりセンター | 西浅井町大浦 |

公営施設使用に係る費用は、各施設の条例または国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に規定する額となります。ただし、市長選挙に係る個人演説会においては、候補者1人につき、同一施設ごとに1回に限り、無料で使用することができます。

●選挙人名簿登録者数（令和7年12月定時登録）

| 投票区 | 投票所施設 | 当該投票所で投票する区域 | 男 | 女 | 合計 | 区域 | 区域の人数 |
|--------|--------------|---|-------|-------|-------|----|--------|
| 第1投票区 | 長浜まちづくりセンター | 神前東、神前西、三の宮北、三の宮中、三の宮南、北門前、米川、高田東、高田北、高田、高田中、高田西、片、南片、宮、十軒、金屋、錦南、神戸(ただし、長浜市元浜町14番8号を除く。)、御堂前、グラン・ブルー長浜、南呉服東、大手、南呉服南、公園、長浜駅西、公園新、大島、横、西本、東本、八幡、永保、箕浦、紺屋、北船東、北船北、北船南、南船、栄船、船山、南新、上田、中田、下田、田旭、南高田、三和 | 1,825 | 2,151 | 3,976 | 長浜 | 48,355 |
| 第2投票区 | 長浜市曳山博物館 | 御坊東、神前栄、伊部、三ツ矢南、三ツ矢中東、大通寺、中三ツ矢、東三ツ矢北、東三ツ矢中、東三ツ矢南、三ツ矢新道、京、三ツ矢北、仏光寺、北三越、南三越、北日吉、中日吉、南日吉、郡上、相生、北呉服、祝、南呉服上、南呉服元、殿、豊公園前式番館、鐘紡町線風苑、鐘紡、神戸(ただし、長浜市元浜町14番8号に限る。) | 1,332 | 1,531 | 2,863 | | |
| 第3投票区 | 長浜市役所本庁 | 一の宮、月見ヶ丘、八幡中山南、神前上、八幡東、南川、八幡泉、東高田、八幡中山、中山 | 2,100 | 2,145 | 4,245 | | |
| 第4投票区 | 長浜北小学校多目的室 | 三ツ矢新、列見、十里、分木、上祇園、八幡中山栄、十里南新 | 1,465 | 1,503 | 2,968 | | |
| 第5投票区 | 神照まちづくりセンター | 神照東、神照西、シティライフ、北新東、北新西、北新南、北新北、北新暁 | 1,659 | 1,690 | 3,349 | | |
| 第6投票区 | 神照幼稚園 | 口分田、保田、今、国友東、国友西、泉、新庄寺、新庄中、新庄馬場、小沢、下之郷東、下之郷中、下之郷西 | 2,031 | 2,147 | 4,178 | | |
| 第7投票区 | 養蚕の館 | 森、相撲、祇園元、美浜、緑ヶ浜、相撲西、鶴ヶ島、みづべの里 | 1,680 | 1,741 | 3,421 | | |
| 第8投票区 | 長浜市民交流センター | 地福寺、平方、四ツ塚、柳、弥高、平方北 | 2,066 | 2,193 | 4,259 | | |
| 第9投票区 | 六莊まちづくりセンター | 勝、大辰巳、室、大戌亥、下坂浜、平方南、勝北 | 1,827 | 1,764 | 3,591 | | |
| 第10投票区 | ながはまウェルセンター | 宮司東、宮司西、小堀、大東、南田附西、小堀新、コープ小堀、川崎、山階 | 2,495 | 2,449 | 4,944 | | |
| 第11投票区 | 南郷里まちづくりセンター | 今川、七条東、七条中、七条西、南小足、新栄、日の出、加納、榎木、南田附東、小足新、小足北、七条新、加納新 | 1,906 | 1,942 | 3,848 | | |
| 第12投票区 | 北郷里まちづくりセンター | 春近、石田、堀部、保多、垣籠、東上坂、西上坂、千草東、千草中、千草西 | 1,484 | 1,501 | 2,985 | | |
| 第13投票区 | 長浜南小学校 | 永久寺、下坂中、寺田、田村、高橋、八条、本庄、常喜東、常喜西、鳥羽上北、鳥羽上南、名越、布勢、小一条、本庄新、常喜新、加田東、加田西、加田南、加田北、加田今、加田新、加田栄、ビレッジハウス加田 | 1,739 | 1,989 | 3,728 | | |
| 第14投票区 | 長浜市役所浅井分庁舎 | 内保、大路、三田、大依、八島、平塚、尊勝寺、山ノ前、西野、尊野、湯次、新三田、西新三田、野上、中瀬、北新三田、三田花の郷、大路楽門 | 2,365 | 2,463 | 4,828 | 浅井 | 9,890 |
| 第15投票区 | 七尾まちづくりセンター | 相撲庭、今莊、佐野、南池、北池、法楽寺、野村 | 496 | 542 | 1,038 | | |
| 第16投票区 | 下草野まちづくりセンター | 北ノ郷、東野、小野寺、醍醐、徳山、飯山、当目、大門、乗倉、西主計、東主計、南郷、浅井高原、高尾 | 916 | 956 | 1,872 | | |
| 第17投票区 | 上草野まちづくりセンター | 野瀬、草野、高山、寺師、西村、太田、郷野、鍛冶屋、岡谷 | 422 | 506 | 928 | | |
| 第18投票区 | 田根まちづくりセンター | 高畑、力丸、野田、木尾、上野、小室、黒部、竜安寺、谷口、北野、池奥、瓜生、田川、須賀谷 | 604 | 620 | 1,224 | | |

●選挙人名簿登録者数（令和7年12月定時登録）

| 投票区 | 投票所施設 | 当該投票所で投票する区域 | 男 | 女 | 合計 | 区域 | 区域の人数 |
|--------|-------------------------------|---|--------|--------|--------|-----|--------|
| 第19投票区 | びわ文化学習センター | 細江、曾根、錦織、落合、難波、新居、野寺、八木浜、大浜町、中浜、南浜、川道、御館 | 1,576 | 1,722 | 3,298 | びわ | 4,920 |
| 第20投票区 | びわ北小学校 | 小観音寺、稻葉、弓削、香花寺、富田、北富田、十九、上八木、下八木、早崎、下益田、益田、安養寺 | 767 | 855 | 1,622 | | |
| 第21投票区 | 虎姫生きがいセンター | 唐国、月ヶ瀬、虎姫本町、大寺、中野、三川、宮部、大井、西大井、桜町、柿ノ木、長田、新旭町、酢、五村、田 | 1,818 | 1,992 | 3,810 | 虎姫 | 3,810 |
| 第22投票区 | 小谷小学校 | 小谷郡上、小谷美濃山、小谷上山田、下山田、二俣、小谷丁野、山脇、河毛、別所、留目、小谷伊部 | 768 | 816 | 1,584 | 湖北 | 6,486 |
| 第23投票区 | 長浜市役所湖北分庁舎 | 小今、賀、馬渡、大安寺、南速水、小倉、湖北高田、速水、八日市、青名、猫口、沢、湖北今 | 1,356 | 1,452 | 2,808 | | |
| 第24投票区 | 山本山運動広場体育館 | 山本、五坪、大光寺、田中、海老江、延勝寺、今西、津里、石川、東尾上、尾上 | 1,015 | 1,079 | 2,094 | | |
| 第25投票区 | 富永小学校 | 井口、持寺、洞戸、高月尾山、保延寺、雨森、高野、新井口 | 632 | 673 | 1,305 | 高月 | 7,564 |
| 第26投票区 | 高月まちづくりセンター | 柏原、新柏原、渡岸寺、落川、馬上、森本、高月 | 1,501 | 1,566 | 3,067 | | |
| 第27投票区 | 古保利小学校 | 宇根、東阿閉、東柳野、市営住宅東柳野、柳野中、西柳野、重則、松尾、高月西野、熊野、片山、西阿閉 | 1,005 | 1,049 | 2,054 | | |
| 第28投票区 | 七郷小学校 | 高月東高田、高月布施、唐川、唐川新町、横山、東物部、西物部、磯野 | 536 | 602 | 1,138 | | |
| 第29投票区 | 旧杉野小中学校 | 金居原、杉野、杉本、音羽 | 155 | 192 | 347 | 木之本 | 5,279 |
| 第30投票区 | 高時小学校 | 大見、川合、古橋、石道、木之本小山 | 397 | 439 | 836 | | |
| 第31投票区 | 木之本まちづくりセンター | 木之本、廣瀬、黒田、黒田新町、駅前黒田、アツトリ、田部、千田、南黒田 | 1,584 | 1,749 | 3,333 | | |
| 第32投票区 | 湖北THGツインアリーナ (長浜伊香ツインアリーナ) | 大音、飯浦、山梨子、西山、田居、北布施、赤尾 | 360 | 403 | 763 | | |
| 第33投票区 | 余呉まちづくりセンター | 坂口、下余呉、中之郷、八戸、川並、文室、国安、余呉東野、今市、新堂、池原、小谷、柳ヶ瀬、椿坂、中河内 | 927 | 1,045 | 1,972 | 余呉 | 2,292 |
| 第34投票区 | 余呉茶わん祭の館 | 下丹生、上丹生、摺墨、菅並 | 150 | 170 | 320 | | |
| 第35投票区 | 旧長浜市保健センター 西浅井分室 | 塩津浜、祝山、野坂、塩津中、余、集福寺、沓掛、横波、岩熊、余南、月出 | 654 | 688 | 1,342 | 西浅井 | 2,955 |
| 第36投票区 | 西浅井まちづくりセンター | 大浦、菅浦、八田部、山田、西浅井小山、山門、中、庄、黒山 | 755 | 858 | 1,613 | | |
| 合計 | | | 44,368 | 47,183 | 91,551 | | 91,551 |

前回の選挙結果

(令和4年2月27日執行 長浜市長選挙)

| 区分 | 選挙当日有権者数 | 投票者数 | 投票率 |
|----|----------|----------|--------|
| 男 | 45, 579人 | 23, 525人 | 51.61% |
| 女 | 48, 403人 | 26, 059人 | 53.84% |
| 合計 | 93, 982人 | 49, 584人 | 52.76% |

◎投票総数 49, 584

◎有効投票 49, 236

◎無効投票 348

| | 氏名 | 性別 | 党派 | 新現の別 | 得票数 |
|-----|---------|----|--------|------|---------|
| 当選人 | 浅見 のぶよし | 男 | 無所属 | 新 | 23, 202 |
| | ふじい 勇治 | 男 | 無所属 | 現 | 12, 824 |
| | 中川 リョウ | 男 | 無所属 | 新 | 8, 342 |
| | 梅本 ひろふみ | 男 | 日本維新の会 | 新 | 4, 868 |